

◆新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力について

政府によれば、これまで 2 類相当としていた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、令和 5 年 5 月 8 日（月）から 5 類に移行すると発表し、マスクの着用基準についても、令和 5 年 3 月 13 日（月）から『個人判断』とする旨が発表されました。

このことにより、これまでの感染防止対策のあり方も今までとは異なったものになることが予想されます。

西はりま消防組合では、マスクの着用が個人判断となる 3 月 13 日以降も感染防止対策として、講習会や会議、出前講座など、人の集まる場所でのマスクの着用をお願いする予定です。

趣旨をご理解の上、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

